

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2973号)

令和5年1月25日

横情審答申第2973号

令和5年1月25日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和3年5月31日瀬生第228号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成31年度、令和元年度、令和2年度 薬局管理者兼務許可申請書に
関する全ての文書 対象者 特定法人特定薬局 管理者 特定個人 所管
瀬谷福祉保健センター 根拠法令 医薬品医療機器等法第7条第3項、第
17条第4項、第28条第3項、第35条第3項、第39条の2第2項、第40条の
6第2項」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成31年度、令和元年度、令和2年度 薬局管理者兼務許可申請書に関する全ての文書 対象者 特定法人特定薬局 管理者 特定個人 所管 瀬谷福祉保健センター 根拠法令 医薬品医療機器等法第7条第3項、第17条第4項、第28条第3項、第35条第3項、第39条の2第2項、第40条の6第2項」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「平成31年度、令和元年度、令和2年度 薬局管理者兼務許可申請書に関する全ての文書 対象者 特定法人特定薬局 管理者 特定個人 所管 瀬谷福祉保健センター 根拠法令 医薬品医療機器等法第7条第3項、第17条第4項、第28条第3項、第35条第3項、第39条の2第2項、第40条の6第2項」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和3年4月22日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第9条に該当するため、その存否を明らかにしないで非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件開示請求は、特定薬局の管理者である特定個人が兼務の許可を得ようとするときに瀬谷区福祉保健センターへ提出したとされる申請書に関する全ての文書を求めるものである。
- (2) 条例第9条の該当性について、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2079号等では、存否応答拒否の適用に当たっては、「① 特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること」及び「② ①で公になる事実、非

開示事由に該当する事実が含まれていること」の2つの要件を備えていることが必要であると解されている。

ア まず、本件開示請求が上記①の要件に該当することについて説明する。

本件開示請求に対して、開示決定又は非開示事由該当を理由とした非開示決定若しくは一部開示決定を行えば本件審査請求文書が存在すること、すなわち特定薬局の管理者である特定個人による兼務の許可の申請がある事実を公にすることとなる。また、不存在による非開示決定を行えば、本件審査請求文書が存在しないこと、すなわち特定薬局の管理者である特定個人による兼務の許可の申請がない事実を公にすることとなる。

したがって、本件審査請求文書の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になるといえるため、上記①の要件に該当する。

イ 次に、本件開示請求に係る情報が上記②の要件に該当すること、すなわち条例第7条第2項第2号で規定する非開示事由に該当することについて説明する。

特定薬局の管理者である特定個人による兼務の許可の申請の有無に関する情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第2項第2号に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

したがって、上記②の要件に該当する。

ウ 以上のことから、本件開示請求は、条例第9条に該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 審査請求に係る処分を取消し、審査請求文書の開示を求める。
- (2) 特定薬局は、保険薬局であり厚生労働省関東信越厚生局神奈川事務所に薬局管理者として管理薬剤師及び勤務薬剤師の保険薬剤師登録が必要で、毎月、最新情報が電子媒体によりインターネットにて開示されており、それには管理者としての薬剤師氏名が明示されている。
- (3) 薬剤師は薬局管理者に限らず、薬剤師の許認可、監督をしている厚生労働省において、

氏名及び薬剤師名簿登録年を開示（過去の行政処分歴を含め）している。特に薬剤師の氏名等、資格の確認に関する情報は個人に関する情報として保護の対象となるが、当該情報を提供することにより保護される国民の利益と、提供しないことにより保護される薬剤師の利益を比較し、登録番号や生年月日は公表せず、氏名、性別、登録年及び行政処分に関する情報を公表しているものである。この観点からも薬剤師なるものの氏名については、一般個人の識別につながり得る氏名とは、異なることを申し添える。

- (4) 薬剤師会によっては、学校薬剤師に任命している薬剤師氏名も公表しているのは、ご承知の通りである。休日急患診療所では、勤務している薬剤師氏名を医療法（昭和23年法律第205号）に基づき掲示しているのも承知の通りである。
- (5) 学校薬剤師は、都、県、特別区、市町村の学校の場合、非常勤特別職地方公務員の身分であり、私立にあつては非常勤職員として担務しており、児童、生徒の健康安全にかかわる重要な職務であること及び主に平日の業務となることから、薬局の営業時間中の管理者業務（薬局に常駐し他薬剤師、従事者の業務管理、構造設備及び医薬品等の物品を管理する責務）に対して許可にあたっては、その薬局業務に支障をきたさない様に、審査することが保健所等の行政機関に求められている。
- (6) 特定薬局で管理者変更の事象があった年月日及び薬剤師氏名について、開設者からの瀬谷区福祉保健センター生活衛生課への届出は遅くとも30日（管理者以外の薬剤師変更届の届出実態からして6ヶ月も遅延）の所、審査請求人が薬剤師氏名を明示しないと本件審査請求文書を的確に取り揃えられない可能性があることは容易に推定できる。従って、審査請求人が開示請求を行う際に、直近の公知になっている管理者氏名を明示し、円滑な、間違いのない行政文書の開示が出来るように配慮したものである。
- (7) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2079号等の件があるが、答申は、諮問された事件ごとの意見であり、事件ごとの背景、環境要素等で変わり得ること、合議体として数部会があるようだが、審査員の得意とする分野もそれぞれで、その構成員によっては、必ずしも意見が適性なものとは言えないと思料する。

5 審査会の判断

- (1) 薬局等管理者兼務許可申請に係る事務について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第7条第4項において、「薬局の管理者・・・は、そ

の薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事する者であってはならない。ただし、その薬局の所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。」と規定されている。医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成9年4月横浜市規則第51号）第2条第1項では「法第7条第4項ただし書……の規定により、薬局……を管理する者の兼務の許可を受けようとする者は、薬局等管理者兼務許可申請書（第1号様式）を保健所長に提出しなければならない。」と規定し、同条第2項では「保健所長は、薬局……を管理する者の兼務を許可するときは、薬局等管理者兼務許可書（第2号様式）を当該許可の申請者に交付する」と規定されている。また、横浜市薬局等許可審査基準及び指導基準により薬局等管理者兼務許可の基準が定められており、ア 学校保健安全法に基づく学校薬剤師の業務、イ 公益性がある休日夜間診療所の調剤所等において、当該地域の薬剤師会の輪番で調剤に従事する薬剤師の業務、ウ 薬剤師会が運営する薬局又はこれに準ずる薬局において、当該薬剤師会等の輪番で、休日又は夜間に調剤に従事する薬剤師の業務、エ 当該地域の薬局等で行う薬剤師の業務（薬剤師会が運営する休日夜間薬局又はこれに準ずる薬局の管理者に限る）を行う場合であって、当該薬局の管理者としての義務を遂行するにあたって支障を生ずることがないと認められる場合に許可を与えるとしている。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、特定個人に係る薬局等管理者兼務許可申請書に関する全ての文書である。

(3) 存否応答拒否について

ア 条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 存否応答拒否は、個人や法人等の正当な権利利益等として非開示情報に該当する情報等であって、開示請求に対して当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき権利利益が損なわれる場合に適用されるものであり、また、請求内容から推し量られる情報が条例上非開示として保護すべき情報

に該当する場合に、非開示として応答することによって生じる支障を回避しようとするものであるため、当該情報が存在してもしなくても適用すべきものである。

そのため、存否応答拒否を行うには、「① 特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在について答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること」及び「② 当該事実、非開示事由に該当する事実が含まれていること」の二つの要件を備えていることが必要であると解される。

(4) 本件処分の妥当性について

ア 本件処分は、実施機関が、本件審査請求文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2項第2号に基づき非開示として保護すべき情報を明らかにしてしまうことになるとして、条例第9条に基づき、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものである。

そこで、本件処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて以下検討する。

イ 本件開示請求は、開示請求書の記載から、特定個人を名指ししてその者に係る薬局等管理者兼務許可申請書に関する全ての文書の開示を求めるものである。そのため、本件開示請求に対して、開示決定又は非開示事由該当を理由とした非開示若しくは一部開示の決定を行った場合には、特定個人から薬局等管理者兼務許可申請書が提出されたという事実を公にすることになり、また、不存在による非開示決定を行った場合には、特定個人から薬局等管理者兼務許可申請書が提出されていないという事実を公にすることになる。

したがって、本件審査請求文書の開示、非開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者に関する一定の事実の有無が公になるといえる。

ウ 次にイでいう公になる事実、非開示事由に該当する事実が含まれているか検討する。

条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの・・・又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個

人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができることを規定している。

もっとも、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

特定個人からの薬局等管理者兼務許可申請書の提出の有無に係る情報（以下「本件情報」という。）は、個人の経歴や社会的活動に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、条例第7条第2項第2号本文前段に該当する。

審査請求人は、薬局の管理者の氏名は、法第8条の2第5項により、都道府県知事が公表しなければならない情報であること、薬局の管理者及び薬局で勤務する薬剤師の氏名は、法第9条の5により、当該薬局の見やすい場所に掲示しなければならない情報であること等を理由に、本件情報は慣行として公にされている情報であり、本号ただし書アに該当すると主張しているものと解される。しかしながら、慣行として公にされているのは、あくまでもその薬局の管理者及び薬局で勤務している薬剤師の氏名であり、本件情報ではないため、本件情報は、本号ただし書アに該当しない。

さらに、審査請求人は、仮に特定個人が特定薬局の管理薬剤師と非常勤の公務員に当たる学校薬剤師とを兼務しているとすれば、その情報は本号ただし書ウに該当すると主張しているものと解される。確かに非常勤の公務員に当たる学校薬剤師は、本号ただし書ウの規定する公務員等に該当するが、本件情報は、公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報ではないため、本号ただし書ウに該当しない。

また、本件情報は、本号ただし書イ（人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報）に該当しない。

したがって、本件情報は、本号本文前段に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、上記イでいう公になる事実には、本号の非開示事由に該当する事実が含まれているといえる。

エ 以上のことから、本件処分は存否応答拒否の二つの要件を充足するというべきである。

(5) 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を条例第9条に該当するとして、その存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 西川佳代、委員 飯島奈津子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和3年5月31日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和3年6月17日 (第270回第三部会) 令和3年6月22日 (第350回第一部会) 令和3年6月23日 (第400回第二部会)	・諮問の報告
令和3年6月14日	・審査請求人から意見書を受理
令和3年6月18日	・審査請求人から意見書(追加)を受理
令和3年7月5日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和3年7月6日	・実施機関から反論書の写し(追加)を受理
令和3年7月26日	・実施機関から反論書(再追加)の写しを受理
令和4年10月12日 (第424回第二部会)	・審議
令和4年10月26日 (第425回第二部会)	・審議
令和4年11月9日 (第426回第二部会)	・審議
令和4年11月24日 (第427回第二部会)	・審議